

第1章 水道ビジョンの策定にあたって



1.1 策定の趣旨

水道事業者等は、運営基盤の強化、安心・快適な給水の確保、災害対策等の充実、環境・エネルギー対策の強化、国際貢献等に関する取り組みを求められている中で、これらの課題に適切に対処していくために、厚生労働省が自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、目指すべき理想像を描き、その実現のための方策等を示すものとして、「地域水道ビジョン」の作成を奨励しています。

これを受け、本市では、計画的な事業運営を行うための指針となる「守山市水道ビジョン」を平成24年3月に策定しました。

前回水道ビジョン策定から10年が経過し、水道事業は新規拡張から維持管理へと事業内容が変化しており、施設や管路の耐震化、老朽化に伴う大量更新等、水道事業を取り巻く環境が大きく変化しています。

また、平成30年度には国において、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道事業が直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図るため、改正水道法が施行されました。

そうした中、全市民が水道の恩恵を持続的に享受できるように、長期的に将来を見据えて本市の水道の理想像を明示するとともに、取り組みの目指すべき方向性や事業の方針を示すものとして見直しを行います。

1.2 位置づけ

水道ビジョンは、戦略的な施設整備や事業運営を行うため長期的視点を踏まえた事業計画を立案する水道事業のマスタープランです。

一方で、滋賀県では都道府県水道ビジョンを策定しており、実現方策や目標設定について本水道ビジョンとの整合性を図ります。

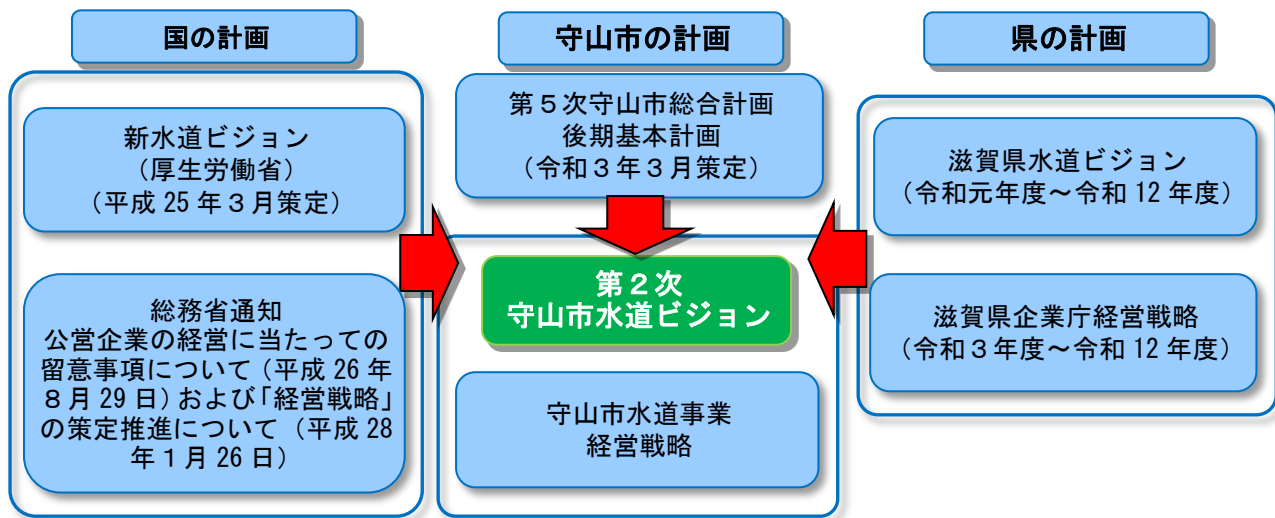


図 1.2-1 水道ビジョンの位置づけ

1.3 計画期間

平成23年度に策定された水道ビジョンの計画期間が平成24年度から令和3年度までの10年間としていることを踏まえ、本水道ビジョンの計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

表 1.3-1 各種計画期間

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
守山市水道ビジョン									第2次守山市水道ビジョン											
守山市水道事業経営計画				守山市水道事業経営計画						守山市水道事業経営戦略										
							滋賀県水道ビジョン													
									滋賀県企業庁経営計画											